2E10

初等中等教育における「知財法教育」の可能性と問題点

（筑波大学人文社会科学研究科）　星野　豊

A Comment on Possibilities & Problems of the Education of Intellectual Property Law in Elementary or Junior High Schools

Graduate School of Humanities & Social Sciences, Tsukuba University,
Yutaka HOSHINO

キーワード・知財法教育、初等中等教育、基本的法知識、法感覚

１　序――本報告の目的

大学法学部などで行われる法知識の教授は、法を遵守すべきであるとの感覚が学生の側に共有されていることが暗黙の前提であり、かつ、教えられる法知識は、裏を返せば、法の抜け穴を探る技術として悪用されかねないものでもあるため、小中学校等の教育の中で、適正な「法感覚」を、意識的にも無意識的にも身につけさせる必要がある。本発表は、初等中等教育における法教育全般のあり方を視野に入れつつ、初等中等教育における知財法教育に関する前提段階での問題点を適示し、今後の体制及び教育の方向性について、提言を行うことを目的とするものである。

以下では、まず、現在の初等中等教育において、知財法教育の前提となるべき基本的な法に関する概念が、どのように扱われ、あるいは位置づけられているかについて、いくつかの側面から検討を加える（２）。そのうえで、初等中等教育における知財法教育の可能性と問題点について、私見を若干提示する（３）。

２　初等中等教育における「法」の扱い

現在の初等中等教育の中で、体系的あるいは明示的に「法」として教育されるものは、事実上日本国憲法のみであり、かつ、日本国家の政治体制や憲法制定の歴史的経緯と共にスローガン的に人権等の条項の概略が教育されることが中心となっているため、一見すると、初等中等教育において「法」はほとんど教育の対象とされていないように考えてしまいがちである。

しかしながら、体系的あるいは明示的に「法」と位置づけられていない局面についてまで観察の対象を広げると、以下に見るとおり、知財法教育の前提となるべき基本的な法知識や法感覚は、様々な局面で教育の対象とされているということができる。もっとも、そこで教育されている「法」の内容や基盤となる考え方は、理論上の「法」の体系とは大きく異なるものであり、社会における事実上の「法」と比較した場合でも、かなりの違いが存在するように思われる。

(1)　物の所有と権利の行使

物の所有は、言うまでもなく私法体系の根幹である「所有権」に直結するものであり、学校が全ての学習器具を公費で調達しているわけでない以上、各自の「私物」としての学習器具の存在は、初等中等教育の遂行のための当然の前提となっている。こ

の点については、初等教育の前段階である幼児教育においても、各家庭において「私物に名前」を記載することを求められており、個々の物に関する所有関係を明らかにすることによって、法律上のトラブルの発生を未然に防止すると共に、「自分の物は自分で管理する」ことを、重要な教育対象としていることが伺える。

もっとも、このような教育は、物の所有に関する法感覚を子どもに形成させることを主な目的としているわけではなく、学習の遂行上必然的に私物である学習器具を学校内に持ち込まざるを得ないことへの対応策として行われている側面が強い。従って、学校における学習にとって直接必要でない私物は、場合により学校への持込が制限され、他人の所有物に対して他の園児児童生徒が興味を示した場合には、所有者の完全な支配権の存在が教育されるというよりも、むしろ「公共の場」に任意で自己の所有物を持ち込んだ以上、当該他人が悪意を持って当該所有物を毀損しようとするのでない限り、「みんなで仲良く」するための道具として供することを事実上所有者が求められることが少なくない。この点は、特に国公立学校の場合、各家庭間における経済格差が、所有する私物の量及び質について明確な相関関係を有することから、当該経済格差を学校における教育に極力反映させないようにするための対処の一環であると評価することもできる。

一方、「物」と異なり、「権利」については、実体としての形状を有していないこともあって、無形の概念について把握することができるまでに発達するまでの間は明示的に強調されることは稀であり、法体系が権利の束ないしは権利関係の交錯であるという認識についても、必ずしも明確に教育されることがない。従って、「権利」という概念自体が事実上初めて明確に提示されるのは、日本国憲法の中で規定されている「基本的人権」ということになるが、これは国家との関係で国民が有する基本的権利という、私法体系の中における権利関係とは若干異なる性格を有するものである。加えて、権力との関係での「自由権」を強調し過ぎることは、学校における児童生徒に対する教員による指導教育との関係で多少なりとも摩擦を生じさせかねない部分があることから、「権利」を中心とする法体系が学校で第一義に位置づけられることは、建前としては行われるとしても、同時に、全体としての人間関係の調和が保たれなくなる恐れがあることによる問題点の回避の方が、暗黙のうちに強調されることも少なくないように思われる。

(2)　契約・決議

契約は、言うまでもなく現行私法体系の根幹を形成する概念であり、多数決原理を前提とする集団としての決議も、合理的な組織運営の最も基本的な手法として位置づけられるものである。実際、初等中等教育においても、児童生徒に対して社会性を教育する過程において、他人との関係で「約束」したことは履行すべきであり、かかる履行の有無は本人の人格的信用に関わること、多数決原理に基づく決議に対しても、個別に異論があったとしても全員が決議内容に従うべきこと、代表者を選定する手法としても、可能な限り全員参加の選挙により行うことが原則とされるべきこと等が、事実上必須の事項とされている。

しかしながら、契約及び決議が私法体系の根幹を形成するためには、当該社会における基本的な価値観を、構成員が任意で受け入れていることが前提であり、かつ、契約については、締結するか否か、相手方として誰を選定するかについては、各契約当事者の完全な自由に委ねられていることが、契約の拘束力の絶対的な前提とされている。これに対して、学校における児童生徒は、特に義務教育の場合、子どもが任意で学校に参集しているとは少なくとも理論上は言えず、また、前述した契約の締結ないし相手方の選定に関する自由が保障されているとは、必ずしも言い難い状況において、「約束の履行」と「決議の遵守」が教育されている側面がないではない。むしろ、初等中等教育においては、児童生徒本人以外の意思に基づいて偶然参集した関係者間において、できる限り多くの他者との良好な人間関係を形成することを事実上求められ、特定の他者に対する評価を約束の相手方としての選定や約束の内容に反映させることは、必ずしも望ましくないこととして、指導の対象となる可能性がある。

以上のような初等中等教育における「契約」「決議」の位置づけられ方からすれば、「契約の自由」を絶対的な前提とする個人の「責任」の体系的なバランスが教育の対象となることは事実上期待できないように思われる。従って、契約や決議の内容に関する不備に起因した損害ないし支障に対する「責任」についても、理論上の契約ないし決議に関して私法上個人が負うべき「責任」ではなく、むしろ、全体としての内部社会が機能不全に陥った場合における、構成員全員が全体としての役割を十分果たさなかったことに因る「連帯責任」を負うべきであるとすることが、事実上教育される傾向にあると考えて差し支えないように思われる。

(3) 権利侵害に対する救済

前述のとおり、有体物に関する「所有」概念についてはともかく、無形の権利に関しては、必ずしも明確な教育対象とされていない可能性が高い以上、当該権利が侵害された場合における救済についても、現行法体系における理論上の原則が相当程度の修正を受けざるを得ないことは、明らかであるように思われる。

特に、学校が集団として全体的な人間関係形成の基盤として機能すべきであるとする教育的前提の下では、学校集団全体との関係における個人の権利は、常に集団全体によって侵害される危険性を否定できないものであり、特に、当該個人に対してのみ有形無形の利益を生じさせる権利関係については、当該権利者の「任意」の判断で当該権利に係る利益享受を放棄すべき選択を、「全体の利益のため」として、暗黙のうちに迫られる場合が少なくないものと思われる。

但し、以上の傾向の例外として、学校集団全体としての信頼関係を破壊する恐れのある権利侵害に対しては、被害者と加害者とが明確に区別され、加害者に対しては、場合により家庭をも巻き込んだ形での「指導」が行われることが通常であり、このような典型的事例は、言うまでもなく窃盗と傷害である。なお、このような、学校集団における信頼関係破壊の防止のために行われる権利侵害への救済におけるもう１つの特徴は、加害者に対する制裁が法体系における刑罰の軽重と必ずしも一致しないという点であり、試験に対する不正や飲酒喫煙等が、かかる状況の典型例である。

以上のようなことからすると、初等中等教育において事実上教育されている「法」の内容は、理論上の体系としての「法」とは明らかに前提を異にするものであり、社会全体における事実としての「法」と比べても、相当程度異なる性格を有するものと考えざるを得ないように思われる。

３　初等中等教育における知財法教育の可能性と問題点

これまでの検討から徐々に明らかになってきたとおり、初等中等教育における「知財法教育」については、その前提となる法知識や法感覚について、相当程度の修正を施すのでない限り、現在の初等中等教育が基盤としている考え方との間で、相当程度の違和感を生じさせる恐れがあるように思われる。

第１に、知財法教育が前提としている「個人的権利」を大前提とする体系は、学校集団全体における信頼関係を目的とする考え方と調和しない可能性がある。この点は、学校において個々の児童生徒の学力ないし能力が個人としての成績評価の対象となるという点から考えようとした場合でも、知財の生成及び権利の帰属、さらには当該権利に基づく利益の享受ないし独占、場合により機密の保持、といった各種の要請に対して、学校教育が基盤としている考え方との間では、相当程度の摩擦が生ずる可能性が否定できないように思われる。

第２に、知財法教育が前提とする契約の自由を中心とした価値観についても、現在の初等中等教育が事実上前提としている価値観との間で、一致しない部分が生じてくる可能性がある。すなわち、前述のとおり、初等中等教育を受ける児童生徒は、学校集団に任意で参加しているわけでは必ずしもなく、契約ないし決議の相手方を自由に選定することや、契約の締結について自由に諾否を行うことが事実上保障されていないと考えざるを得ない以上、契約の自由の結果としての「契約締結に基づく責任」や「決議内容に基づく個人に対する拘束」を、そのままの意味で強制ないし正統化することが難しい側面があるからである。

もっとも、以上のような違和感が生ずる恐れがあることは、初等中等教育の側についてのみ原因ないし問題点があるということではなく、むしろ、理論上の法体系が前提とする世界観と、学校教育が前提とする前提とする世界観との間に、極めて大きな差異があることに真の原因があると考えられる。すなわち、理論上の法体系は、要するに権利者が他人を信頼しないことを前提とし、他人からの侵害を受ける恐れがあることに対する救済手段を補充的に用意するものであるのに対し、学校教育は、基本的に他人を信頼し、他者との複合的な信頼関係の形成を通じて、個人では達成すること困難な成果を全体として挙げようとするものと考えられるからである。

本発表は、初等中等教育における知財法教育の前提に属する問題点の所在を摘示し、基礎的な議論の一端を検討し始めたものに過ぎないため、今後において多様な側面からの検討と考察を重ねることによって、初等中等教育における合理的かつ合目的的な知財法教育のあり方について、さらに探究していくこととしたい。